

○国見町子ども医療費助成に関する条例

(平成 21 年 3 月 19 日条例第 7 号)

改正 平成 24 年 6 月 25 日条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、子育て家庭の負担の軽減と子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から年齢 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監督保護し、かつ、扶養している者をいう。
- (3) 保険者等 規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)その他医療に関する法令等の規定により医療に関する給付を行う国、地方公共団体、健康保険組合、国民健康保険組合又は共済組合をいう。
- (4) 保険医療機関等 病院、診療所、薬局等のうち医療保険各法の規定により保険給付を取り扱う者をいう。

(助成対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、国見町に住所を有する者のうち、医療保険各法による被保険者又は被扶養者に該当する子どもの保護者とする。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者を除く。

(助成額)

第 4 条 医療費の助成額は、次の各号に掲げる額から、保険者等の負担による附加給付等の額を控除した額とする。

- (1) 子どもが保険医療機関等において医療を受けた場合、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該保険医療機関等へ支払わなければならない一部負担金若しくは費用徴収金に相当する額
- (2) 前号の一部負担金又は費用徴収金に保険者等が負担すべき高額療養費がある場合、規則で定めるところにより算定した額

(助成の方法)

第 5 条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行う。
2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
3 国見町国民健康保険条例(昭和 37 年国見町条例第 6 号)第 6 条の規定によって一部負担金を支払うことを要しない国民健康保険の被保険者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第 6 条 この条例による助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(第三者行為にかかる助成金の返還)

第7条 町長は、受給資格者が第三者の行為によって生じた医療にかかる助成を行なった場合において、当該第三者から受給資格者が賠償を受けたときは、当該賠償の額を限度として助成金の返還を求めることができる。

(不正行為による助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為によって第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 国見町乳幼児医療費助成に関する条例(平成6年国見町条例第3号)

(2) 国見町小学生医療費の助成に関する条例(平成19年国見町条例第3号)

3 この条例の施行前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月25日条例第22号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。